

○博物館の登録に関する規則（昭和32年3月22日教育委員会規則第2号）

博物館の登録に関する規則

昭和三十二年三月二十二日  
教育委員会規則第二号

改正 昭和三六年 五月 九日教育委員会規則 昭和五三年 四月 一日教育委員会規則  
第一〇号 第二号  
平成 六年 九月二九日教育委員会規則  
第一二号

博物館の登録に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十六条の規定に基き、博物館の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（博物館登録原簿）

第二条 法第十条の規定により、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿は、別記第一号様式のとおりとする。

（登録申請）

第三条 法第十一条第一項に規定する博物館の登録申請は、別記第二号様式によるものとする。

2 法第十一条第二項に規定する博物館資料の目録は、別記第三号様式のとおりとする。

3 登録申請書には、法第十一条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 学芸員補をおくときは、その種別ごとの氏名を記載した書面
- 二 館長、学芸員及び学芸員補の主な履歴を記載した書面
- 三 私立博物館にあつては、法人であることを証する書面

（実地調査等）

第四条 教育委員会は、法第十二条に規定する登録要件の審査又は法第十四条第一項の規定による登録の取消にあたり、必要があるときは実地調査を行い、又は学識経験者若しくは専門職員の意見を徴することができる。

2 前項の規定により、職員が実地調査をする場合においては、その身分を示す証票（別記第四号様式）をけい帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

（登録通知）

第五条 法第十二条の規定により、教育委員会が当該登録申請者に通知する博物館登録原簿登録通知は、別記第五号様式によるものとする。

（登録事項等変更の届出）

第六条 法第十三条第一項に規定する登録事項等の変更の届出は、別記第六号様式により、そのつど行うものとする。

（廃止の届出）

第七条 法第十五条第一項に規定する博物館廃止の届出は、別記第七号様式によるものとする。

（公示）

第八条 次の各号の一に該当する場合においては、教育委員会は、その旨を千葉県報に公示しなければならない。

- 一 法第十二条の規定により登録したとき。
- 二 法第十四条第一項の規定により登録の取消をしたとき。
- 三 法第十五条第二項の規定により登録のまつ消をしたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年五月九日教育委員会規則第十号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている

証明書、許可書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則に基づいて提出されたものとみなす。

4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年六月三十日までは使用することができる。

附 則（昭和五十三年四月一日教育委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

別 記

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

別 記

第1号様式

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録		登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日		年 月 日	年 月 日
	記号番号			
設置者の名称および事務所所在地				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備 考				

第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

(市町村教育委員会名ま)  
(たは法人代表者氏名) 印

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称（私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

第3号様式

博 物 館 資 料 目 録

自然科学（人文科学）に関する資料

種 目	品 名	数 量	所有、借用の別	備 考

第4号様式

表

身分証明書

<p>No. _____</p> <p>身分証明書</p> <p>現住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は千葉県教育委員会事務局 職員であることを証明する。 昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県市場町2番地 千葉県教育委員会 印</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">写真貼布箇所 (貼布しない 場合は無効)</p> </div> <p>印</p> <p>(1) この証明書は他人に貸与し又は譲渡することはできない。</p> <p>(2) この証明書の提示を求められたときはいつでもこれを提示すること。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは直ちに発行者に届出ること。</p> <p>(4) 記載事項に変更を生じたときは直ちに訂正を受けること。</p> <p>(5) この証明書は退職等により身分を失ったときは直ちに返納しなければならない。</p>
--	---

6センチメートル

9センチメートル

6センチメートル

第5号様式

博 物 館 登 録 通 知 書

年 月 日

様

千葉県教育委員会 印

次のとおり登録したので、博物館法第12条の規定により通知します。

- 1 設置者の名称（私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号

第6号様式

博物館登録事項等変更届書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

(市町村教育委員会名ま  
たは法人代表者氏名) 印

博物館登録（添付書類記載）事項について、次のような変更があったので、博物館法第13条第1項の規定によりお届けします。

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

第7号様式

博 物 館 廃 止 届 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

(市町村教育委員会名ま)  
たは法人代表者氏名 印

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定によりお届けします。

- 1 設置者の名称（私立博物館にあつては、設置者の名称および事務所所在地）
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止の理由